に算出したものの合計額とする。

保険契約の種類	割合（%）
団体年金保険契約	50
上記以外の保険契約	30

2　第五十五条の規定にかかわらず、前項の計算における同質なリスクグループの単位は、前項の表の左欄に掲げる保険契約の種類とする。

第六款　経費リスク

（経費リスクの額）

第六十四条　第五十四条第五号に規定する経費リスクの額は、次項に定める地理的区分ごとに計算した額の合計額とする。

2　前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一　直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）の変動割合

地理的区分	割合（%）
欧州経済領域（EEA）等	6
アメリカ合衆国及びカナダ	6
日本	6
その他先進国市場	8
中国及びその他新興市場	8

二　インフレ率の変動水準

地理的区分	期間	水準（%）
欧州経済領域（EEA）等	将来全期間	1
アメリカ合衆国及びカナダ	将来全期間	1
日本	将来全期間	1
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
中国及びその他新興市場	基準日より十年間	3
	基準日より十年経過後から基準日より二十年の間	2
	基準日より二十年経過後	1

3　現在推計の額の算出に当たって第十二条第三項に規定する不確実性がない経費は、前項の計算において、現在推計の額の計算で用いたものから変わらないものとする。

第七款　会社固有のストレス係数

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認）

第六十五条　報告保険会社等は、単体ベースの計算に当たって、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、適用対象について生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法（第七十五条から第七十九条までに定めるところにより、報告保険会社等における独自のデータに基づくストレス係数（以下この款において「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」という。）を用いて生命保険リスクの額を算出する手法をいう。以下この款において同じ。）を用いることができる。

2　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社（前項の承認を受けて生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この款において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る変更（第六十七条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象）

第六十六条　前条の生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合とする。

2　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項に定める適用対象の全てについて、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の申請）

第六十七条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法について第六十五条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。